

平成26年4月 1日 策定
令和7年4月 1日 改定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」に力点をおきます。そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- (2) 本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。
- (3) 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、福井市、福井市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- (1) 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- (2) 「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

- (1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

〔 発達支持的生徒指導 〕

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

学校行事や様々な体験活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

道徳科の授業では、教科書「新しい道徳」等を活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学び合う心、感謝の心を育てます。

○規範意識の育成

発達段階に応じて、規範意識等の醸成に努めるとともに、児童や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。

○助けあえる学級、学校作り

「困った、助けて」と言える雰囲気と、「困った」をしっかり受け止めることができる体制を学校の中に築きます。

(2) いじめの未然防止

〔 課題未然防止教育 〕

○すべての児童にとって分かりやすい授業のあり方を研究し、児童が楽しく学べる教育に努めます。

○いじめの背景には、過度の競争意識や勉強・友人等に係るストレスが存在することから、児童の悩みや不安に耳を傾け、ストレスに適切に対処できるよう支援します。

○規律や秩序の確立を通して、児童が安心して学校生活を送れる環境を整えとともに、集団の中で不安を感じることがないように、児童の心の居場所を作ることに関心します。

○学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を進めます。

○「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○自分でインターネットの利用について考えるための指導や、家庭でのインターネット利用に関するルールづくりの働きかけを行い、児童や保護者へのインターネット上のいじめの予防に向けた啓発に努めます。

○以下の児童を含め、特別な配慮が必要な児童に対する特性を踏まえた適切な支援を行います。

①発達障害等の障害のある児童

②海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

④災害等で被災した児童または避難している児童

(3) いじめの早期発見

〔 課題早期発見対応 〕

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかを見逃さず、積極的にいじめを認知するよう努めます。

① 朝・帰りの会や授業中などの観察

・あいさつしたり発表したりするときの声、表情

・健康観察、保健室等での様子

・日記や日常会話

② 個人面談の実施

・保護者懇談前に教育相談週間を設定（6月末頃、12月初頃）

○アンケートの実施

毎月末にいじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。さらに、スクールカウンセラーによる全校相談でも情報把握に努めます。

○情報共有体制の充実

終礼時に気にかかる状況を報告し、いじめの早期発見に努めます。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。

・生活行動（いじめに関することを含む）調査（保護者へ）の実施

（年間3回・・・7月、12月に実施）

(4) いじめの事案対処

〔 困難課題対応的生徒指導 〕

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、「いじめ対応サポー

ト班」による立案、対応により被害児童を守ります。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けた、あるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行います。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取りながら、早期解決に向けた最善の方法を講じます。いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。

○いじめによる重大事態への対処

いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れ及び、生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大事態が発生した旨を福井市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、福井市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・福井市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること
- ②被害児童が心身の苦痛を受けていないことについて、本人およびその保護者に面談等で確認すること

（５）学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・道徳の授業時間を確保し、心を見つめさせたり生き方について考えさせたりする指導に努めている。
- ・関係機関と連携をとったり、校内で情報を共有したりして、気になる児童に十分な支援を行っている。
- ・不登校やいじめの未然防止に努め、早期解決を心がけている。
- ・互いを認め合う集団作り（学級経営や授業づくりなど）に取り組んでいる。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えたり、とめたりすることができる。
- ・よく考え、正しいと思う行動ができています。

【保護者】

- ・学校は、心のアンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組を行っている。
- ・学校は、いじめ防止等のための取組を学校ホームページや学級通信等で、児童や保護者に伝えている。
- ・学校は子どもたち一人一人を大切に、温かく指導している。
- ・学校は子どものことで、気軽に相談できる。

- ・我が子は、学校生活を楽しんでおり、友人関係も良好である。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

(構成員) 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

(活動) ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校、学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検

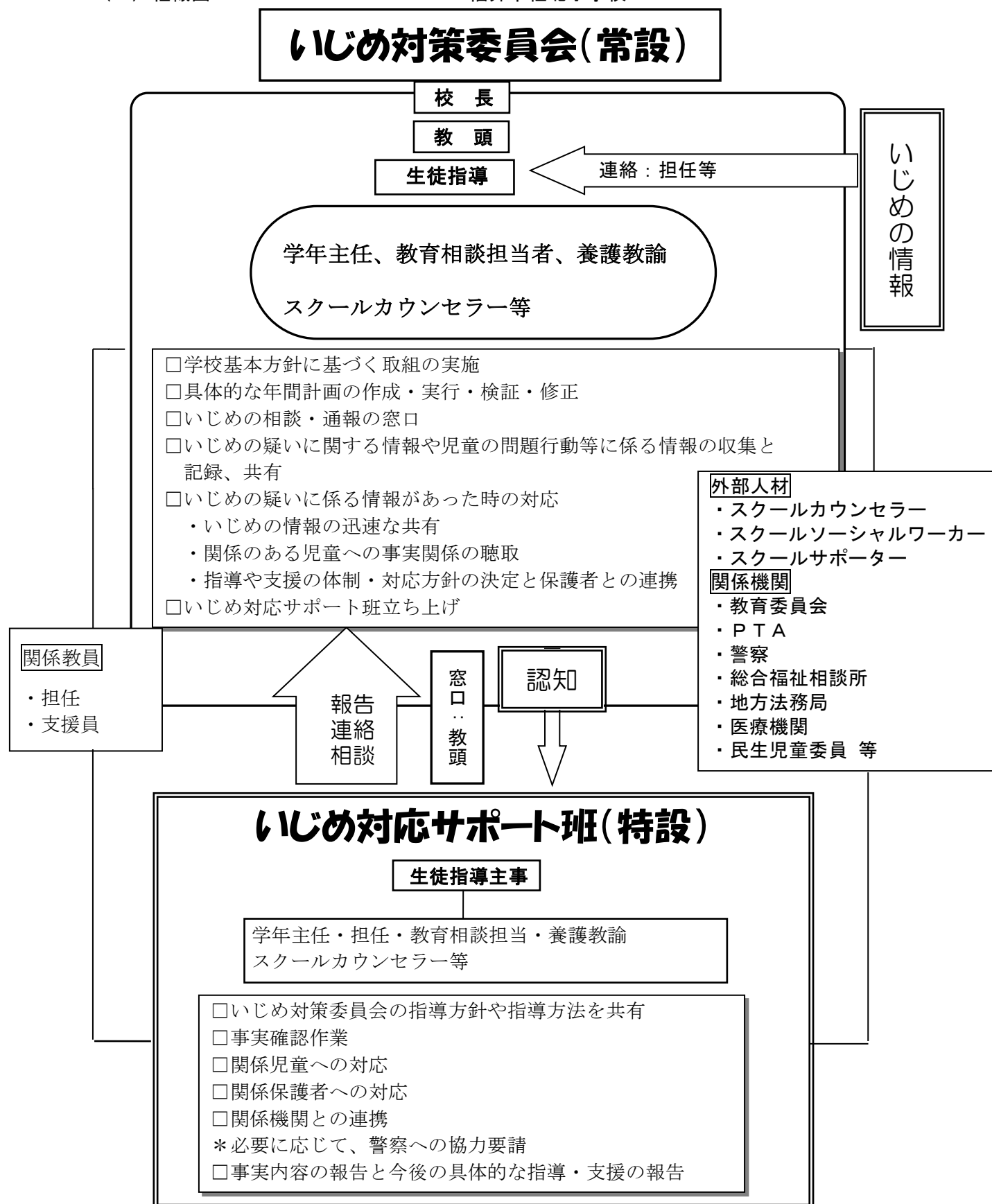
(2) いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

(構成員) 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等

(活動) ・当該いじめ事案の対応方針の決定

- ・個別面談による情報収集と継続的な支援
- ・保護者や地域との連携
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携



5 いじめ対策の年間行動計画〔4～6月〕

社北小学校

教員の動き等		児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検	聞き取り調査					
	北っ子タイムの実施 ・異学年、学年や学級の絆を深める						
	生活科 なかよし活動 ・2年リーダー育成 ・低学年の絆づくり					縦割りの顔合わせ ・高学年としての自覚	
	縦割り活動スタート ・自主的な活動 ・リーダーの存在感						
	児童理解ショート ・教員の共通理解	アンケート調査					
5月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに状況把握 ・職員会議にて周知	北っ子タイムの実施 ・異学年、学年や学級の絆を深める					
	児童理解ショート ・教員の共通理解	道徳 ・みんないっしょ					宿泊学習 ・絆づくり ・児童自らの運営
	児童理解全体会（ロング） ・気がかりな児童について情報共有						
	アンケート調査						
6月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに状況把握 ・職員会議にて周知	北っ子タイムの実施 ・異学年、学年や学級の絆を深める					
	児童理解ショート ・教員の共通理解					道徳 ・となりのせき	道徳 ・どうすればいいんだ
	アンケート調査（保護者へも調査）						

〔7～9月〕

社北小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに状況把握 ・職員会議にて周知	北っ子タイムの実施 ・異学年、学年や学級の絆を深める 教育相談週間（保護者懇談会前に個人面談）					
	児童理解ショート ・教員の共通理解						
	保護者懇談会 ・情報、意見収集	ひまわり教室・情報モラル教室 ・休み前に非行防止やインターネット利用等のモラル教室					
		アンケート調査					
8月	いじめ対策委員会 ・アンケート分析をもとにふりかえり ↓ 職員会議 ・重点事項確認						
		親子奉仕活動の実施 ・体験的な活動 ・親子の絆づくり					
9月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに状況把握 ・職員会議にて周知	北っ子タイムの実施 ・異学年、学年や学級の絆を深める					
	児童理解ショート ・教員の共通理解						
		アンケート調査					

道徳
・あなたは
どう考
える？

**スポーツ
フェス
ティバル**
・他校との
交流

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに状況把握 ・職員会議にて周知	北っ子タイムの実施 ・異学年、学年や学級の絆を深める					
	児童理解ショート ・教員の共通理解	道徳 ・みさきさんのえがお 修学旅行 ・自主的計画、運営 ・コミュニケーション活動の工夫					
	教育ウィーク ・保護者、地域の方への授業公開	校内体育大会（縦割り種目） アンケート調査					
11月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに状況把握 ・職員会議にて周知	北っ子タイムの実施 ・異学年、学年や学級の絆を深める					
	児童理解ショート ・教員の共通理解	生活科 おもちゃランド ・異学年との交流 ・低学年の絆づくり					
	児童理解全体会（ロング） ・気がかりな児童について情報共有	感謝の週間の取り組み ・周りの方々への感謝のメッセージ ・感謝の集会 アンケート調査（保護者へも調査）					
12月	いじめ対策委員会 ・アンケート調査をもとに状況把握 ・職員会議にて周知	人権週間の取り組み ・人権に関する本の読み聞かせ ・ふわふわの木 教育相談週間（保護者懇談会前に個人面談）					
	児童理解ショート ・教員の共通理解	道徳 ・大好きなフルーツポンチ 器械運動 校内発表 ・異学年との交流					
	保護者懇談会 ・情報、意見収集	みんなで遊ぼうタイムの実施 ・クラスの絆を深める アンケート調査					

〔1～3月〕

社北小学校

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	いじめ対策委員会 - アンケート調査をもとに状況把握 - 職員会議にて周知 児童理解ショート - 教員の共通理解	北っ子タイムの実施 - 異学年、学年や学級の絆を深める エンカウンター 学年ごとのなわとび大会（大なわ） - 絆を深める - 仲間との協力 アンケート調査					
2月	いじめ対策委員会 - アンケート調査をもとに状況把握 - 職員会議にて周知 児童理解ショート - 教員の共通理解	北っ子タイムの実施 - 異学年、学年や学級の絆を深める わくわく交流デー - 新たな絆づくり - 異校種生との交流 6年生を送る会 - リーダーとしての心得 中学校体験入学 - 異校種生との交流 - 新たな絆づくり 6年生を送る会 - 感謝の心 - 次の学年の自覚、協力 アンケート調査（保護者へも調査）					
3月	いじめ対策委員会 - 年度のふりかえり - 新年度に向けて計画の見直し 職員会議 - 課題確認 - 計画確認 児童理解ショート - 教員の共通理解	1年間の振り返りをしよう - 次学年に向けての自覚と意識を高める 卒業式準備 - 感謝の心 校内奉仕活動 - 学校、地域に対する感謝の心 アンケート調査					